

第3 各段階における対策

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要4項目の個別の対策を記載する。新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期

状態 <ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的 <p>1 発生に備えて体制の整備を行う。</p>
対策の考え方 <p>1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

1 実施体制

- (1) 町行動計画等の作成
特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等の策定を行い、必要に応じて見直していく。
- (2) 体制の整備及び国、県、関係機関等との連携強化
 - ア 町における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた各課等の業務継続計画の策定を進める。
 - イ 国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- (3) 地域医療体制の整備への協力
保健所を中心に設置される、地区医師会、地区薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、救急告示病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議等に協力する。

2 情報収集・情報提供

- (1) 情報収集
鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の発生状況、対策等に関する情報を収集する。
- (2) 学校等のサーベイランス¹³

¹³ （感染症）サーベイランスとは感染症の発生状況を調査・集計することにより感染症のまん延と予防に役立てるシステムのこと。

インフルエンザの感染拡大の早期探知のため、県が実施する学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査に協力する。

(3) 継続的な情報提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

(4) 情報提供の体制整備等

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、利用可能な複数の媒体・機関の活用等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を検討する。
- ・ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を検討する。
- ・ 県や関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・ 住民からの問い合わせに対応できる相談窓口等を設置する準備を進める。
- ・ 町内に居住する外国人に情報提供を行うための体制、手段等の検討を行う。

3 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

- (7) 町民、学校、町内事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター¹⁴に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

- (i) 県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、県が実施する、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策の周知に協力する。

¹⁴ 海外発生期から県内発生早期まで保健所に設置することとなっている。

(2) 予防接種

ア 基準に該当する事業者の登録等への協力

国が登録事業者の登録を進めるに当たり、登録作業に係る周知や登録手続等に必要な協力を行う。

イ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

特定接種の対象となり得る町職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。また、国からの要請に基づき、登録事業者に対し、集団的接種を原則として、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう必要に応じ協力する。

(イ) 住民接種

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかに予防接種が実施できるよう接種体制の構築を図る。
- ・ 円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受け、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・ 速やかに接種できるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(ウ) 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。

4 住民生活・地域経済の安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者を把握するとともにその具体的手続を決めておく。

(2) 火葬能力等の把握

県が、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備を行う際に連携する。

(3) 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

<p>状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 2 県内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2 対策の判断に役立てるため、国等から海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内で発生した場合の対策について国・県から情報提供を受け、事業者、町民に的確な情報提供を行い準備を促す。 4 町民生活・町民経済の安定のための準備、予防接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

- (1) 県対策本部が設置されたときは、必要に応じて任意の町対策本部を立ち上げられるよう準備する。
- (2) 政府対策本部及び県対策本部の設置や国が定めた基本的対処方針（変更を含む。）について、事業者、町民に周知する。
- (3) 国が、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

2 情報収集・情報提供

- (1) 情報収集
海外における新型インフルエンザ等の発生状況について、国・県等から必要な情報を

収集する。

(2) 学校等のサーベイランス

感染拡大を早期に探知するため、県が実施する学校等でのインフルエンザの集団発生の調査に協力する。

(3) 情報提供

- ・ 町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、県が実施するテレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、町のホームページ等の複数の媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 情報提供に当たっては、感染症を所管する課において情報を集約、整理し、一元的に発信する。町対策本部を設置したときは、町対策本部において、一元的に情報を集約し、情報提供を行う。
- ・ 町内に居住する外国人に対して、多言語により情報提供を行う。

(4) 情報共有

国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

(5) 新型インフルエンザ等に関する相談窓口の設置

- ・ 町民からの問い合わせに対応するため、他の公衆衛生業務に支障を来さないようにしつつ、相談窓口等を設置し、国が作成するQ & A等を用いて、適切な情報提供を行う。
- ・ 相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

3 予防・まん延防止

(1) 感染対策の実施

町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

(2) 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者、またはそのような者と接触歴を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう町民へ周知する。

(3) 予防接種

ア 特定接種

国の基本的対処方針を踏まえ、国及び県と連携して、町職員の対象者に対して、集団的接種を基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

(7) 国及び県と連携して、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種について、接種体制の準備を行う。

(4) 全町民が速やかに接種できるよう、集団的接種を基本として、町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(4) 情報提供

国から提供される、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、町民等に対し積極的に情報提供する。

4 住民生活・地域経済の安定の確保

(1) 町内事業者への対応

- ・ 町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、国のガイドラインを参考に職場における感染対策を実施するための準備を行うよう促す。
- ・ 登録事業者等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて周知する。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。

(3) 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について準備を行う。

3 県内未発生期

状態 <ul style="list-style-type: none">・ いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。・ 県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
目的 <p>県内の発生に備えて体制の整備を行う。</p>
対策の考え方 <ol style="list-style-type: none">1 医療体制や感染対策について周知し、町民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。2 町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

- (1) 必要に応じて任意の町対策本部を立ち上げられるよう準備する。町対策本部を設置している場合は、その体制を維持する。
- (2) 国が基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示した際には、これを、町民、事業者、関係機関等に周知する。
- (3) 緊急事態宣言がされている場合の措置
緊急事態宣言がされたときは、直ちに町対策本部を設置する。

2 情報収集・情報提供

- (1) 情報収集
国内外における新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県等から必要な情報を収集する。
- (2) 学校等のサーベイランス
引き続き、感染拡大を早期に探知するため、県が実施する学校等でのインフルエンザの集団発生の調査に協力する。
- (3) 情報提供
 - ・ 町民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、

町のホームページ、防災無線等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

- ・ 特に、町民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（適切な受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・ 相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。
- ・ 町内に居住する外国人に対して、多言語により情報提供を行う。

(4) 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(5) 相談窓口等の体制充実・強化

国が作成する状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用し、相談窓口等の体制を充実・強化する。

3 予防・まん延防止

(1) 感染対策の実施

町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

(2) 帰国者・接触者相談センターの周知

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者、またはそのような者と接触歴を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう町民へ周知する。

(3) 予防接種

ア 特定接種

引き続き、国及び県と連携して、町職員の対象者に対して、集団的接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

(ア) パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。また接種に関する情報提供を開始する。

(イ) 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、役場庁舎・学校など公的な施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

4 住民生活・地域経済の安定の確保

(1) 町内の事業者への対応

- ・ 町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう引き続き促す。
- ・ 登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう引き続き促す。
- ・ 登録事業者の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講ずる。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国内で新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。

(3) 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について準備を行う。

4 県内発生早期

<p>状態</p> <p>県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、感染対策等を行う。 2 医療体制や感染対策について周知し、町民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 3 県内感染期への移行に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

- (1) 新型インフルエンザ等政府現地対策本部との連携
国が、専門的調査支援のため、県に新型インフルエンザ等政府現地対策本部を設置することに伴い、県から必要な支援を求められたときは、連携を図る。
- (2) 沖縄県新型インフルエンザ等対策地方本部との連携
県が、県内における新型インフルエンザ等の発生状況により、必要と認め、沖縄県新型インフルエンザ等対策地方本部を設置したときは、連携を図る。
- (3) 緊急事態宣言がされている場合の措置
緊急事態宣言がされたときは、直ちに町対策本部を設置する。

2 情報収集・情報提供

- (1) 情報収集
国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等から必要な情報を収集する。
- (2) 学校等のサーベイランス
引き続き、県が実施する学校等における新型インフルエンザ等の集団発生の調査に協

力する。

(3) 情報提供

- ・ 町民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・ 特に、町民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（適切な受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・ 相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行い、次の情報提供に反映する。
- ・ 町内に居住する外国人に対して、多言語により情報提供を行う。

(4) 情報共有

国、県や関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(5) 相談窓口等の体制充実・強化

国が作成する状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用し相談窓口等の体制を充実・強化する。

3 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策

ア 県が、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行うことを町民に対し周知する。

イ 町は県等と連携し、町民、町内事業者等に対して次の勧奨を行う。

- ・ 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の実施を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診を促す。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を促す。
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、保育施設等における感染対策の実施に資するために国が示す目安等により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に促す。

(2) 患者への対応等の周知

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者

に係る帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、引き続き、町民に対し周知を図る。帰国者・接触者外来の受診者数の著しい増加により対応が困難となった場合等において、県が、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行した場合は、町民に対し周知する。

(3) 住民接種

ア 引き続き予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めるとともに、接種に関する情報を町民へ提供する。

イ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、役場庁舎・学校など公的な施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

(7) 県が、町民に対し、特措法第45条第1項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合は、迅速に周知する。

(イ) 県が、町の学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合は、学校、保育所等に対し、迅速に周知する。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県が特措法第45条第3項に基づき、指示を行う場合は、学校、保育所等に対し迅速に周知する。

(ウ) 特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、県が、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行った場合は、町民に対し周知する。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県が、特措法第45条第3項に基づき、指示を行った場合は、町民に対し周知する。

イ 引き続き、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

4 住民生活・地域経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう促す。

(2) 町民・町内事業者への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援

県内感染期に向けた要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に向けた体制を整える。

(4) 円滑な火葬及び遺体の保存の実施

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う体制を整える。

(5) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 町内事業所への対応等

登録事業者の当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知する。

イ 水の安定供給

水道事業者である町は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

ウ サービス水準に係る町民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

オ 犯罪の予防

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進する。

5 県内感染期

<p>状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・ 県内でも、地域によっては状況が異なる可能性がある。
<p>目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康被害を最小限に抑える。 2 町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的なまん延防止から被害軽減に切り替える。 2 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なる可能性があることから、地域ごとの発生状況に応じた対策を行う。 3 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、町民一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5 医療体制の維持に協力し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

- (1) 県が、県内感染期に入った旨及び県内感染期に実施する対策の内容を公示したときは、町民に対して周知する。

- (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置
緊急事態宣言がされている場合、以下の対策を行う。
 - ア 町対策本部の設置
緊急事態宣言がされたときは、直ちに町対策本部を設置する。
 - イ 町が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができない

なくなった場合は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

2 情報収集・情報提供

(1) 情報収集

国、県等から国内の発生状況等必要な情報を収集する。

(2) 学校等のサーベイランス

引き続き、県が実施する学校等における新型インフルエンザ等の集団発生の調査に協力する。

(3) 情報提供

- ・ 町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策のプロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・ 町民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・ 引き続き、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。
- ・ 町内に居住する外国人に対して、多言語により情報提供を行う。

(4) 情報共有

国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を継続し、対策の方針を伝達するとともに、県内の流行や各市町村等における対策の状況を把握する。

(5) 相談窓口等の継続

国から配布される状況の変化に応じたQ & Aの改訂版を活用し、相談窓口を継続する。

3 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策

町民、事業者等に対して次の勧奨を行う。

- ・ 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等の実施を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診を促す。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を促す。
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策の実施

に資するために国が示す目安等により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に促す。

(2) 患者への対応等の周知

- ・ 県が、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わない事としている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制へ切り替えた場合は、町民に対し、迅速に周知を図る。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を町民に対して周知する。

(3) 予防接種

町の職員への特定接種を実施するとともに、町民に対し予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切に医療を受けられない事による死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

- (ア) 県が町民に対し、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する場合は、迅速に周知する。
- (イ) 県が、特措法第45条第2項に基づき、町内の学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合は、学校、保育所等に対し、迅速に周知を図る。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、県が特措法第45条第3項に基づき、指示を行う場合は、学校、保育所等に対し、迅速に周知する。
- (ウ) 特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、県が、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行った場合には、町民に対して周知する。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特

- 措法第45条第3項に基づき、県が指示を行った場合は、町民に対し周知する。
- イ 特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する住民に対する臨時の予防接種を進める。
- ウ 区域内の医療機関が不足した場合において、県が、臨時の医療施設を設置したとき、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、同施設を閉鎖したときは、町民に対し周知する。

4 住民生活・地域経済の安定の確保

(1) 町内の事業者への対応

町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講ずるよう促す。

(2) 町民・町内の事業者への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう促す。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。
- ・ 食料品・生活必需品の供給状況に応じ、住民に対する食料品・生活必需品の確保、配分・配当を行う。

(4) 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザに罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への支援を行う。

(5) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 業務の継続等

登録事業者の当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知する。

イ 水の安定供給

水道事業者である町は、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

ウ サービス水準に係る県民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

(7) 町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

(4) 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(5) 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

オ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

カ 犯罪の予防

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進する。

キ 埋葬・火葬の特例等

(7) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(4) 国が当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の手続の特例を定めたときは、それに基づき手続を行う。

6 小康期

状態 <ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。・ 大流行は一旦終息している状況。
目的 <p>町民生活・町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
対策の考え方 <ol style="list-style-type: none">1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

- (1) 対策の評価・見直し
これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画等の見直しを行う。
- (2) 迅速かつ適切な対応を図る観点から、医学・公衆衛生の学識経験者、法律や危機管理等の学識経験者の意見を適時適切に聴くことにより、社会的・政策的合理性が確保されるようにする。
- (3) 町対策本部等の廃止
政府対策本部の緊急事態解除宣言がされたときは速やかに町対策本部を廃止する。

2 情報収集・情報提供

- (1) 情報収集
国、県等から国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、またその対応等について、必要な情報を収集する。
- (2) 学校等のサーベイランス
引き続き、県が実施する学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の調査に協力する。
- (3) 情報提供

- ・ 町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ・ 町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(4) 情報共有

県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(5) 相談窓口等の体制の縮小

状況を見ながら、相談窓口等の体制の縮小を行う。

(6) 町内に居住する外国人に対して、多言語により情報提供を行う。

3 予防・まん延防止

(1) 町内でのまん延防止対策

町民、町内の事業者等に対して次の勧奨を行う。

- ・ 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く促す。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診を促す。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を促す。

(2) 患者への対応等の周知

県が新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻した場合は、町民に対し周知する。

(3) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

4 住民生活・地域経済の安定の確保

(1) 町民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう促す。

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 業務の再開

(ア) 町内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

(イ) 必要に応じ、町内の登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を行う。

イ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。